

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人（申立人が相続）について、原発事故前に足を骨折し、避難先の病院でリハビリを続けたものの歩行困難な状態であったこと、自宅周辺の医療インフラが十分に回復していなかったこと等を考慮して、避難継続の必要性を認め、平成27年3月までの日常生活阻害慰謝料や平成28年3月までの入院雑費等の賠償が認められたほか、原発事故当時の年齢（80歳代）、居住期間（約65年）、体調、自宅に戻ることができないまま逝去したこと等も考慮して、生活基盤変容による精神的損害及びその増額分として、合計70万円（中間指針第五次追補の定める目安額50万円を20万円増額）の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙損害一覧表記載の損害項目（期間の記載があるものは当該期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項の損害項目についての和解金として、金4,080,000円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下「被相続人」という。）が、令和4年10月〇日に死亡し、申立人が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
- (2) 申立人の知る限り、申立人のみが、被相続人の相続人であること。

第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年8月7日

(仲介委員 栗原 浩)

損害一覧表

1 申立人

損害項目		期間	金額（円）
1	日常生活阻害慰謝料	自 平成23年3月11日	120,000
		至 平成23年3月31日	
合計			120,000

2 被相続人

損害項目		期間		金額（円）
1	日常生活阻害慰謝料	自	平成26年10月1日	600,000
		至	平成27年3月31日	
2	生命身体的損害 入院雑費等	自	平成23年4月1日	2,460,000
		至	平成28年3月31日	
3	生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2）			500,000
	上記に対する増額分			200,000
4	自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補第3）	自	平成23年4月23日	200,000
		至	平成23年12月31日	
		合計		3,960,000

和解金総額 金4,080,000円